

奥津湖周辺に不法投棄されている場所をまとめました。

○河川法（河川法施工令第16条の4）

○河川法（河川法施工令第16条の4）

罰則：3ヶ月以内の懲役、又は20万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(第5条、第16条)

罰則：5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金

又はこの両方

◎奥津湖周辺に以下の注意喚起看板を設置しています。

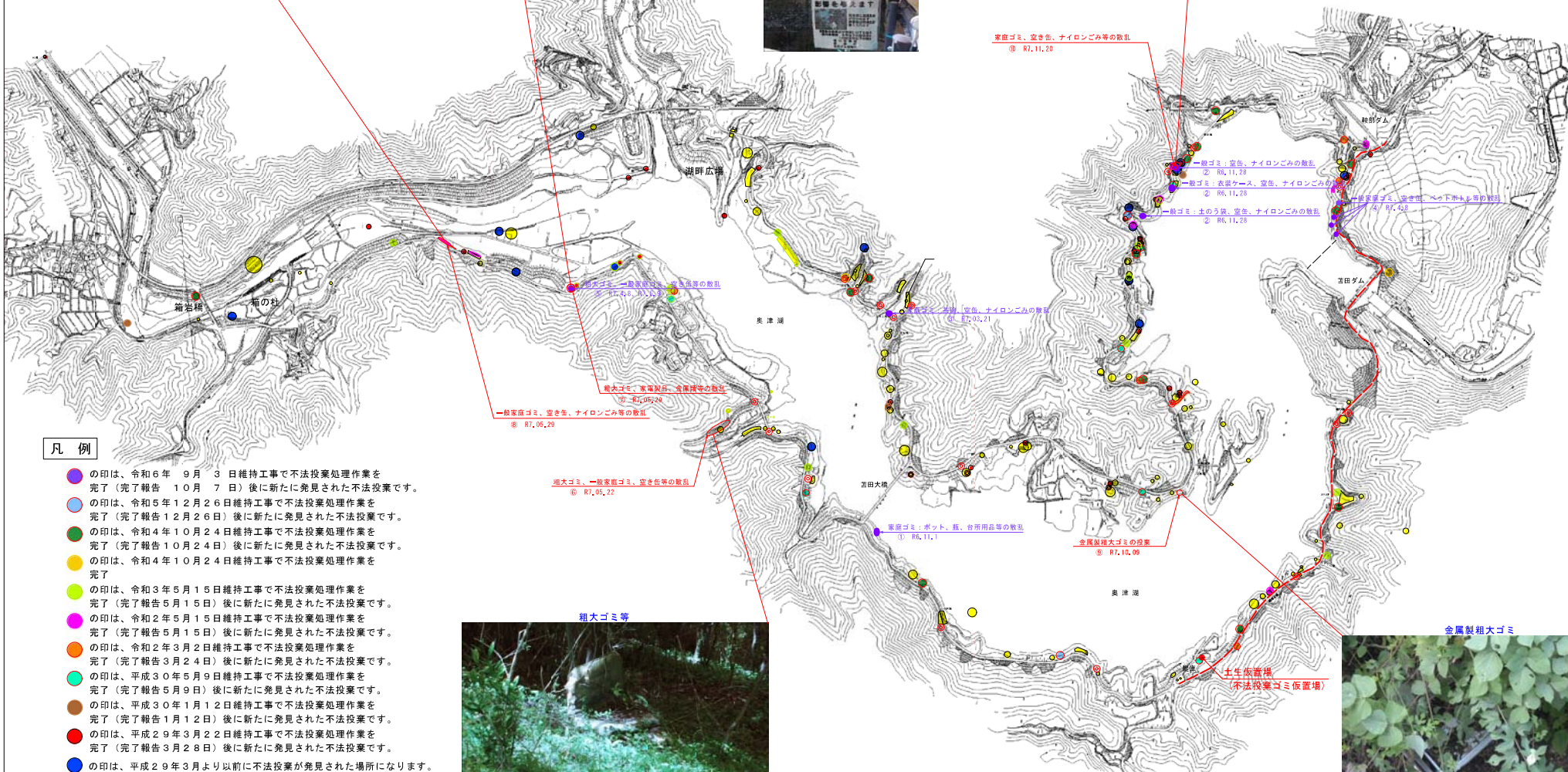


R7.11.20

家庭ゴミ等



粗大ゴミ等



凡 例

の印は、令和6年 9月 3日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告 10月 7日）後に新たに発見された不法投棄です。

の印は、令和5年12月26日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告12月26日）後に新たに発見された不法投棄です。

● の印は、令和4年10月24日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告10月24日）後に新たに発見された不法投棄です。

● の印は、令和4年10月24日維持工事で不法投棄処理作業を完了

● の印は、令和3年5月15日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告5月15日）後に新たに発見された不法投棄です。

● の印は、令和2年5月15日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告5月15日）後に新たに発見された不法投棄です。

● の印は、令和2年3月2日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告3月24日）後に新たに発見された不法投棄です。

● の印は、平成30年5月9日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告5月9日）後に新たに発見された不法投棄です。

● の印は、平成30年1月12日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告1月12日）後に新たに発見された不法投棄です。

● の印は、平成29年3月22日維持工事で不法投棄処理作業を完了（完了報告3月28日）後に新たに発見された不法投棄です。

●の印は、平成29年3月より以前に不法投棄が発見された場所になります。

● の印は、平成28年3月より以前に不法投棄が発見された場所になります。



粗大ゴミ等

⑥ R7.05.22

ゴミ、家電製品、金属類等

一般家庭ゴミ、空き缶、ナイロンごみ等の散乱

粗大ゴミ、一般家庭ゴミ、空き缶等の

家庭ゴミ：ポット、紙、台所用品等の散利

属製粗大ゴミの投棄

金属製粗大ゴミ



土生仮置場
(不法投棄ゴミ仮置場)

水源池を守ろう！

苦田ダムで貯めた水は、岡山県東部地域において、**飲み水などの生活用水、ビール工場の用水、農地のかんがい用水**などに利用されており、岡山県民の生活に欠かせないものです。

また、ダムの貯水池として生まれた“奥津湖”は、憩いを求めて多くの人々が訪れる**地域の観光資源**となっています。

ダムの水や湖畔が、不法投棄によって汚染されると、**県民の生活や自然環境に重大な影響**を与えることになります。

「自分だけなら」とか「少しだから」などと、軽い気持ちでゴミを捨てるのは止めましょう。

不法投棄は、絶対にしないでください。

**不法投棄は犯罪です。
発見したら下記まで連絡願います。**

**国土交通省 苦田ダム管理所
TEL0868-52-2151**

不法投棄の発見



警察・管理所による実況見分



原因者に対し、刑事告発

日常パトロールのほか、
カメラによる監視・録画も行っています。